

生食輸発0506第1号  
平成28年5月6日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フランス産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成28年4月27日付け生食輸発0427第1号）により通知したところです。

今般、フランス産ナチュラルチーズから基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスを検出したことから、同通知中の別表1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。

を追加し、別添1の1及び別表1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。